

雇用調整助成金の特例措置

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成するものです。

【特例措置の対象となる対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少**していること等の要件があります

【特例措置の内容】

○助成内容・対象

※令和3年5月1日から令和4年6月30日まで（予定）

- ① 休業手当等に対する助成率 **中小企業4/5、大企業2/3**

解雇等を行わない場合【注】 中小企業9/10、大企業3/4

※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり9,000円**

- ② 教育訓練を実施した場合、**中小企業2,400円、大企業1,800円を加算**します

- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています

- ④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能**です

- ⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

○以下に該当する場合、助成率・助成額を引き上げています

※令和3年1月8日以降の休業等に適用

- ⑥ 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等について、**助成率を最大10/10【注】に引き上げています**

※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり15,000円**

- ⑦ 生産指標が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の企業に関して、**助成率を最大10/10【注】に引き上げています**

※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり15,000円**

【注】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

○最低賃金引き上げを踏まえた雇用維持への支援

※令和3年10月から令和4年6月まで（予定）

- ⑧ 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から令和4年6月まで、休業規模要件を問わずに支給する。

i

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-603-999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

